

名古屋市教育委員会定例会

平成 30 年 2 月 9 日
午後 2 時 00 分
教育委員会室

議 事

- 日程 1 請願第 6 号 請願審査について
- 日程 2 第 38 号議案 名古屋市立小学校の通学区域の変更について
- 日程 3 第 39 号議案 第 2 期名古屋市スポーツ推進計画の策定について
- 日程 4 名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について
- 日程 5 名古屋市志段味古墳群歴史の里条例の制定について
- 日程 6 平成 30 年度当初予算について
- 日程 7 契約の締結について
- 日程 8 第 40 号議案 名古屋市教育委員会表彰について

出席者

杉 崎 正 美 教育長
小 栗 成 男 委 員
野 田 敦 敬 委 員
船 津 静 代 委 員
梶 田 知 委 員

教育次長始め、事務局員 38 名 ※傍聴者 2 名

(杉崎教育長)

ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに議事運営についてお諮りいたします。

議事日程第 4 「名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について」から日程第 8 「名古屋市教育委員会表彰について」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議としたいと思います。また、会議録につきましても日程第 4 から第 7 については議会に上程されるまで非公開、日程第 8 については非公開としたいと思います。いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

では、議事日程第 1「請願審査について」です。

審議に先立ちまして、請願者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がありましたので、会議の運営上 5 分以内で陳述を許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

それでは、請願第 6 号の陳述人の方前の方へお願いいたします。

【請願人により口頭陳述が行われた】

(杉崎教育長)

では事務局より請願趣旨の説明をお願いいたします。

(百合草総務課長)

日程第 1「請願審査」について、ご説明させていただきます。

請願項目については次の 5 点でございます。

一つ目は、「中学校全教員に「道徳科教科書」の調査研究の時間を保障すること」を求めるものでございます。

2017 年度の道徳科教科書の選定においては、各学校の現状に合わせて 4 名以上に教科書展示会場での調査研究を行っていただきました。各校ではその方々を中心に校内で十分に議論・調査研究していただき、採択事務を滞りなくすすめることができております。調査研究の期間及び提供される見本本等が限られているなかで、中学校全教員が教科書展示会場へ出かけ、調査研究を行うことは難しいと考えております。

二つ目は、「教科書採択会議を希望者が全員傍聴できるような広い会場で開くこと」を求めるものでございます。

教育委員会会議について多数の傍聴が見込まれる場合は、事務局説明員の精選や、会議運営に支障のない範囲において、できるだけ広い会議室を確保するなどの工夫をしておりますが、必ず全員が傍聴できるよう保障することは難しいと考えております。

三つ目は、「教科書会社は 1 社 2 名までに限定するなどの工夫によって、市民の傍聴を最大限保障すること」を求めるものでございます。

教科書会社の方が傍聴される際も、一市民として申込みいただいているものですので、傍聴希望者に法人と個人の区分を設けることは適切ではないと考えております。また、教科書会社を特定して一定の傍聴者枠を設けることは、その傍聴を保障することになりますので、公平な傍聴制度という観点から適切ではないと考えております。

四つ目は、「傍聴者へ採択資料を配付すること」を求めるものでございます。

教育委員会でご審議いただく資料及び議事内容の確定に時間を要することなどにより、傍聴者用のものを用意することは事務手続き上大変困難な状況でございます。

五つ目は、「教科書展示会で投函された市民の意見・感想を公開すること」を求めるものでございます。

本件で公開を求められている市民の意見・感想は愛知県教育委員会の主催する教科書展示会において投函されたものであり、愛知県教育委員会が所管しております。したがって、名古屋市教育委員会の所管するものではないので、公開についての権限は持ち合わせてございません。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、請願につきまして何かご意見、ご質問はありませんか。

(野田委員)

確認ですけれども、一点目の各学校 4 名ではなく 4 名以上というように連絡してあるわけですね。

(藤井指導室長)

本年度小学校の道徳の教科書の採択にあたりまして学校の方には、4名と限定したものではありません。4名程度。それ以上でも構わないということは伝えてあります。

(野田委員)

わかりました。

(杉崎教育長)

他はいかがでしょう。他にご意見もないようです。

請願第6号の取り扱いですけれども、第1項目目「保障する事」というもの、2項目目「全員が」というもの、4項目目「採択資料の配付」というものにつきましては、来年度の中学校道徳科教科書の採択に向けて、適切な手続きと円滑な会議運営を事務局へ求め、「意見としてうけたまわる」としてはいかがでしょう。

3項目目については傍聴希望者に法人と個人の区分を設けることは適切ではないと思います。

5項目目については「市民の意見・感想」は愛知県教育委員会の所管する文書であり、名古屋市教育委員会の所管するものではないことから、3項目目と5項目目については「不採択」としてはいかがでしょう。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

ではこれより、日程第2第38号議案「名古屋市立小学校の通学区域の変更について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(樋口教育環境計画室長)

第38号議案「名古屋市立小学校の通学区域の変更について」ご説明いたします。

本件は、西区のなごや小学校、統合前は旧幅下小学校、こちらと榎小学校の通学区域を変更するものでございます。1枚はねて参考図をご覧ください。

現在、なごや小学校の通学区域となっております黄色に着色した部分を、榎小学校の通学区域に変更しようとするものでございます。

この部分は、現在なごや小学校の通学区域となっておりますが、児童の実態といたしまして榎小学校に通学するということが続いておりまして、長年にわたり町内活動を榎小学校区で行っていることから、地域より地域町内活動と合わせる形で通学区域変更の要望があったものです。

なお、本件通学区域の変更に伴い、中学校についても菊井中学校区から天神山中学校区へ変更されることになります。

施行日につきましては、平成30年4月1日からとしたいと存じます。

現在この地域には、なごや小学校及び菊井中学校に通っている児童・生徒はおられませんので、経過措置は設けません。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(船津委員)

ご説明ありがとうございました。今お子さんがいらっしゃらないから、変えられるのは都合がいいと思うんですけども、これって以前はどうだったんですか。ここにいらした方は、なごや小学校に通ってらっし

やらなかったんですか。

(樋口教育環境計画室長)

平成元年以降というところでございますけれども、これは榎小学校の方へ皆さん通ってらっしゃったということでございます。

(船津委員)

実情にあつてるということですか。

(杉崎教育長)

実情に合わせたということですね。他よろしいですか。

他にご意見もないようですので、第 38 号議案「名古屋市立小学校の通学区域の変更について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、議事日程第 3 第 39 号議案「第 2 期名古屋市スポーツ推進計画の策定について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

(吉見スポーツ振興課長)

第 39 号議案「第 2 期名古屋市スポーツ推進計画の策定について」説明させていただきます。

本件は 8 月 9 日に意見交換会、12 月 12 日に協議題として提出させていただいたものでございます。その後、12 月 25 日に所管事務調査を行った後、本年 1 月 29 日までパブリックコメントに供し、1 月 19 日には障害者団体連絡会で情報提供させていただきました。また、先日 2 月 6 日のスポーツ推進審議会での最終の審議をいただいたところです。

名古屋市会教育子ども委員会の所管事務調査における主なご意見といたしましては、障害者スポーツの推進について、当事者へのヒアリングをきちんと行って事業を推進してほしい、計画全体が障害者に対するものもそうでない人に対するものも同じように推進できる状態であることが望ましいのではないか、といったご意見や、アジア競技大会を踏まえ、ジュニアアスリートの競技力強化にもっと力を入れていくべきではないか、とのご意見をいただきました。

パブリックコメントでいただいたご意見につきましては、お配りいたしております本計画 39 ページ以降の「パブリックコメントの実施」をつけさせていただきました。また参考にもですね、同じもの「第 2 期名古屋市スポーツ推進計画（案）に対する市民意見の内容及び市の考え方」として整理させていただいております。事前説明の際には反映しきれなかったものが多数ございましたので、最終の審議会でご意見をいただき、変更した部分もございますので、ご説明させていただきます。

まず、計画全体については、3 件の意見をいただきました。計画の進捗状況について「成人」「子ども」のほか、「高齢者」「障害者」についても記載が必要ではないか、また、アジア大会を契機とした名古屋の盛り上がり进行期待したいというものでしたが、市民の属性には様々なものが考えられ、全てを説明するのは難しいと思いますので、個々の施策を展開するなかでそれぞれの状況をふまえて対応していきたいと考えております。また、アジア競技大会を契機として、本市のスポーツ振興をより一層進めてまいりたいと考えております。

3 件あるなかの 2 件目に、障害者スポーツが厚生労働省から文部科学省に移管された趣旨については、審議会でご意見を頂戴いたしまして、パブリックコメントの市の考え方で述べさせていただくとともに、本計画の「各種データ等」、ページ数で申しますと 31 ページ、こちらの方に

障害者スポーツに関する国の動きということで表の形にしてスポーツ基本法の中に障害者スポーツ振興について初めて言及され、移管されたという流れをお示しをしております。

続いて、基本的方向 1「市民スポーツの推進」が最もご意見が多かった箇所になります。スポーツに参加する市民を増やすために様々なご提案をいただきましたが、今後、健康増進施策との連携による事業を検討していきたいということ、大規模な国内外の競技大会の誘致・開催や、トップ・スポーツチームの観戦を通じた「みる」スポーツの機会をより多く提供してまいりたいこと、本計画では障害者を含む「だれもが」を対象としておりますので、障害者スポーツの発展、ひいては共生社会の実現をめざしてまいりたいと考えております。

基本的方向 2「子どものスポーツの充実」につきましては、部活動についての課題、教員の負担についての課題について、ご意見をいただきました。

本市としましては、外部から競技に精通した指導者を派遣することにより、部活動の充実、活性化が図られると考えております。

基本的方向 3「障害者スポーツの推進」につきましては、障害者のスポーツの機会の充実、また、障害者の方が施設を利用しやすくなるためのハード面、ソフト面からの環境整備についてご意見をいただきました。

各スポーツセンター等においてニーズに応じたスポーツ実施機会の提供のほか、障害者スポーツの体験会実施などによる障害者スポーツに対する理解の促進、施設管理者を対象とした障害者スポーツに関する資格取得の促進などを通じ、障害者スポーツの振興につなげてまいりたいと考えております。

基本的方向 4「アスリートへの支援」につきましては、トップアスリート輩出への期待、障害者アスリートの意見の把握についてどのように行うのか、といったご意見をいただきました。

本市としましては、大規模スポーツ大会を契機としてジュニア選手の競技力強化をはじめとしたより一層のスポーツ振興を進めてまいりたいと考えており、障害者の競技団体への対応については、関係局と連携し、方策を模索してまいりたいと考えております。

基本的方向 5「スポーツに親しむ場の整備」につきましては、市内の公共的な空間をもっとスポーツに活用できないか、といったご意見のほか、学校の開放について民間施設も対象とできないかといったご意見、また大規模スポーツ大会を機にふさわしい施設を整備してほしいといったご意見をいただきました。

本市としましては、市やスポーツ庁のストック適正化に関する指針に基づいて保有資産の適正化を行っていくところですが、多様なニーズにできるだけ対応していくため、民間連携の可能性も含め、今後も幅広く検討してまいりたいと考えております。

また、「広報・情報発信」につきましては、ラグビーワールドカップや東京 2020 オリンピック・パラリンピックのホストタウンの推進を名古屋市の国際化に活用してほしいとのご意見をいただきました。

本市としても、こういった機会をとらえ、スポーツを活かした本市の魅力の創出・発信に取り組んでまいりたいと考えております。

市民からいただいた意見につきましては以上でございます。いただいたご意見により、計画本文を大きく変更した点はありませんが、本計画 21 ページ以降の「各種データ等」において、スポーツ施設一覧に電話番号を追記し、また審議会で FAX 番号も追記してほしいというご意見をいただき、反映させました。

以上、簡単ではございますが、ご説明申し上げました。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

ひとついいかな。さっきのパブリックコメントの市の考え方の 8 ページのところで、最後のページなんだけど、基本的方向 5 ってやつあるでしょう。

8 ページの基本的方向 5 ってやつ。8 ページに書いてあるのが基本的方向 5 への市の意見が書いてあるで

しょう。

(吉見スポーツ振興課長)

はい。わかりました。未整備スポーツ施設の、というくだりですね。

(杉崎教育長)

スポーツに親しむ場の整備ってやつの市の意見。市の考え方はこうやって書いてあるけど、さっきスポーツ振興課長の話だと何か違っていたように感じたんだけど。もう一回この市の考え方の説明を。

(吉見スポーツ振興課長)

市の考え方といたしまして、未整備スポーツ施設の整備や改築等を行うほか、ネーミングライツや公告収入等も活用しつつスポーツ施設の改修等を計画的に行い、市民が安心・安全・快適に利用できるスポーツ施設等の環境の整備を進めてまいりたいということでございます。

(杉崎教育長)

さっきしゃべっていたところは。

(吉見スポーツ振興課長)

先ほどはルール的なところをちょっとお話したところでございます。方向性につきましては、先ほどの市の考え方でご説明させていただいた通りでございます。

(杉崎教育長)

そうだよ。さっき、ここでちょっと違うこと言ったよね。

(吉見スポーツ振興課長)

ストックのお話をさせていただいた。

(杉崎教育長)

そうだよ。それがちょっと心配だったから。これと違うのかなと思って。市の考え方と。

(吉見スポーツ振興課長)

市の考え方でございます。

(杉崎教育長)

それじゃあいいです。確認を。

(中田スポーツ施設担当主幹)

少し補足させていただきます。市の方もですね、本市のアセットマネジメントということで資産保有しない路線で、施設重視から機能重視といったことを言われておりますので、施設整備にあたりましてはそういった市の建築物再整備方針というものが示されております。先ほど課長が言いました、国からのガイドラインも出ているということもありまして、そういったことも踏まえまして、今後も大規模スポーツ大会に向けた施設の改修等については、そこを踏まえながら、今後の活用も視野に入れて整備していくとか、検討していくことになると思います。

(杉崎教育長)

じゃあそれも書いておかなきゃいかんよ。それ、大事なところだもん。

(中田スポーツ施設担当主幹)

そこがスポーツ施設の改修等計画的な行いということで、大きく括っているということです。

(杉崎教育長)

それはちょっと無理があるのでは。

他の方どうですか。それは大事なことから書いておいてもいいかなと思うんだけど。

いっぺん。

(中田スポーツ施設担当主幹)

すみません、一度持ち帰って検討します。

(杉崎教育長)

はい、検討して。それ書いておいた方がいいよ。他いかがでしょうか。

(野田委員)

さっきつけていただいた各種データを見させていただいてます。29 ページですけれども。29 ページデータの部分ですけれども。これをパッと見て 30 代 40 代が子育て中でとても忙しくなって、スポーツしている人が低いですね。裏に詳細に理由がなんであるのかと、女性の方は割と均等化していますけれども、男性の方はやはり機会がない、仕事が忙しいという理由が目立つんですけれども、障害者、それからジュニアのところはけっこう下に出てますけれども、こういった 30 代 40 代に特につてのはあるのでしょうか。

(吉見スポーツ振興課長)

はい、女性の方もそうですけれども、やはり 30 代 40 代勤労者の方、子育て世代の方ってのがやはり忙しくて時間がないというご意見が多いです。

(野田委員)

それに対して施策的には。

(吉見スポーツ振興課長)

すみません、施策的にはですね、職場に居ながらにしてなにか運動ができるというのもひとつなんですけれども、これまでもそれは方策として練ってはきたんですけれども、なかなか広がりとしては難しいということもありまして。そのほかに例えばスポーツ施設等の時間帯をですね、考慮するとかですね、そういった施策も引き続き必要かなというふうには考えております。

(杉崎教育長)

働き方改革ですね。これみても男なんて家事、育児、介護が忙しいというのは全然おれせんもんね。いかに家事やってないかというのが。

(野田委員)

あともう一点ですけれども。23 ページのデータを見ると、今日の協議題 2 でしたっけ、ここにも関わると思うんですけれども、小学生中学生の一週間の運動時間 60 分未満の子どもの割合ですけれども。2013 年から 2014 年にかけてがぐんと減ってますよね、これ。何じゃ理由はあるんですか。

(櫻井学校保健課長)

2013 から 2014 にかけてましては国の方の調査項目に「遊びを含む」というような表現が加わり

ました。鬼ごっこですとか、そういうようなものを含む運動時間数というものになりましたので、2013 年は、そういうものを除外しての数字だったものが 2014 年は、遊びも含むんだな、ということで下がったということです。

(野田委員)

調査項目の中でなにか特殊な政策があったのかと思いました。わかりました。

(杉崎教育長)

ほか、いかがでしょうか。

(小栗委員)

9 ページの方向 3 の障害者スポーツの推進のところで、質問なんですけれども。障害者の方々の施設の充実はもとよりですね、比較的、自宅から移動する際に面倒くさいとか、その時点でもうメンタルになるということがあるんですが、例えば本市としてその人たちが移動する際に、何かマインドでモチベーションが上がるような移動が楽になるようなですとか。施設まで行くのがまず嫌な方とか結構いらっしゃると聞いたことがあるので、何かそういうような応援ができてくると、もう少し皆さんのマインドとか持ち上がってきたりとか、参加したい人が少しでも増えてくるのではないかなあと。特に今パラリンピックなんかもすごく注目を浴び始めていますし、そういった点から何か本市が考えられるようなことがあれば、何かアイディアを聞かせてください。

(吉見スポーツ振興課長)

小栗委員のおっしゃられた通り、インセンティブになるような障害者の方々のインセンティブになるようなですね、施策というものは具体的に今考えられるようなものはございません。

以前にも話題にあげていただきました、交通手段等につきまして、健康福祉局の方とも話をいたしまして、バウチャー等の、タクシーのバウチャー等の制度があるというふうには伺って、制度としてはあるとは聞いてございますが、今後それをスポーツ推進する上でですね、どのようなかたちのものをインセンティブとして持っていけるかということをお話していきたいと思えます。

(小栗委員)

何かヘルプになるようなとかサポートになるようなことがありましたらお願いしたいと思います。

(杉崎教育長)

今の小栗委員の話だと、障害者配慮法ってのができて、いろいろ配慮しなさいよというものがある。名古屋市交通局でもいろいろハード、ソフト対応して、なるべく公共交通機関を利用しやすいように、かなり進んでいるので、こういうことももっと PR した方がいいかもしれないね。ちょっとスポーツの計画には書けないかもしれないけど、障害者の方が今みたいに出にくいとか出るのを躊躇するというのは。本当はもっとバリアフリー化されてますよというのはもっと PR してあったりするのと出やすくなるかなというふうに思います。この間会議で、障害者配慮法の関係の局の会議があったんだけど、そういうのをもっと PR した方がいいって。PR。

本体の 20 ページにあるかもしれないけど、もうちょっと公報とか PR とかスポーツをしやすくなるような、公報の情報発信をもうちょっと力入れた方がいいかもしれないね。そうそうこの東京オリンピックパラリンピック競技大会のこのホストタウンの推進って書いてあるもので、こういうこと書いてホストタウンとしてやっぱりバリアフリーとかユニバーサルデザインを積極的に外に出しつつ。ここで、どうですか、スポーツ振興課長さん。

(吉見スポーツ振興課長)

はい。障害者スポーツの中でもですね、見るスポーツの充実というところでも、大会等誘致するなどして、市民の興味関心を高めるということで目標のひとつに持っておりますので、公報も含めて作っていききたいと思います。

(杉崎教育長)

他いかがでしょうか。よろしいですか。

他にご意見もないようですので、第 39 号議案「第 2 期名古屋市スポーツ推進計画の策定について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、これより日程第 4 へ移ります。また、これ以降の議事は非公開となりますので、傍聴人の方々におかれましては退席してください。また、職員の入替も行いますので関係職員以外の退室をお願いいたします。

日程第 4 からは非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午後 3 時 24 分終了

名古屋市教育委員会定例会

平成 30 年 2 月 9 日
午後 2 時 00 分
教育委員会室

議 事

- 日程 1 請願第 6 号 請願審査について
- 日程 2 第 38 号議案 名古屋市立小学校の通学区域の変更について
- 日程 3 第 39 号議案 第 2 期名古屋市スポーツ推進計画の策定について
- 日程 4 名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について
- 日程 5 名古屋市志段味古墳群歴史の里条例の制定について
- 日程 6 平成 30 年度当初予算について
- 日程 7 契約の締結について
- 日程 8 第 40 号議案 名古屋市教育委員会表彰について

出席者

杉 崎 正 美 教育長
小 栗 成 男 委 員
野 田 敦 敬 委 員
船 津 静 代 委 員
梶 田 知 委 員

教育次長始め、事務局員 38 名 ※傍聴者 2 名

(杉崎教育長)

時間の関係もありますので始めます。次に、議事日程第 4「名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

(百合草総務課長)

日程第 4 「名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について」を説明させていただきます。

本件につきましては、教育に関する条例を制定する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により教育委員会の意見を求めるものです。

本件でございますけれども、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、平成 30 年 4 月 1 日から、市内に設置される幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を、名古屋市が行うこととなりました。

この認定の要件は、条例で定めることとされているため、当該要件を定める条例を制定するものでございます。

名古屋市立幼稚園がもし将来的に幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合には、この条例の適用を受けることとなります。

施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので何かご意見、ご質問はありませんか。いかがでしょうか。権限移譲の関係で。

特にご意見もないようですので、「名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について」につきましては、原案どおりでご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、子ども青少年局職員の方、ありがとうございました。

次に、議事日程第 5「名古屋市志段味古墳群歴史の里条例の制定について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

(百合草総務課長)

日程第 5「名古屋市志段味古墳群歴史の里条例の制定について」をご説明させていただきます。

本件につきましても日程第 4 と同様に、教育委員会の意見を求めるものです。

本条例につきましては、文化財保護法の規定により史跡に指定された志段味古墳群並びにその周辺の古墳及び地形を保存し、かつ、その活用を図るため、守山区に名古屋市志段味古墳群歴史の里を設置するものでございます。

歴史の里で行う事業は、志段味古墳群等及び志段味古墳群等に関する資料の保存及び活用、博物館等との連絡及び協力、歴史の里の施設の供用、その他教育委員会が必要と認める事業でございます。

歴史の里の管理は指定管理者が行い、施設の利用に係る料金は指定管理者の収入とします。

施行期日は、平成 31 年 4 月 1 日でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

ひとついい？だいたいこの歴史の里のエリアっていうのはどうやって定めるんだっけ。条例の対象となるエリアについて。

(渡邊文化財保護室長)

具体的なエリアといたしましては、まず拠点エリア、白鳥塚古墳エリア、東谷山白鳥エリアです。対象といたしますのは、名古屋市が所有する土地に対しまして、教育委員会の要綱で定めさせていただきたいと考えております。

(杉崎教育長)

それはいつごろ定めるの。

(渡邊文化財保護室長)

具体的なスケジュールはこれから総務課の方とも調整をさせていただきたいと思いますが、この条例が認められましたら、できるだけ速やかに定めていきたいと考えております。

(杉崎教育長)

はい。他いかがでしょうか。

(船津委員)

今あの教育長がご質問された区域というのは、この制定の趣旨にある、志段味古墳群と志段味古墳群等の本市の条例の定める必要な管理及び復旧を行うものとなっていますが、名古屋市の土地にあるものとそれとは別のものがあるのですか。

(渡邊文化財保護室長)

まずこの志段味古墳群と申しますのは、名古屋市の土地以外に神社が所有している土地がございます。そちらの神社の所有している土地も全部合わせまして志段味古墳群という形になっておりますが、今回この条例が対象といたします土地はあくまでも名古屋市が所有する土地に限定をさせていただきます。

(船津委員)

ということは、神社さんをお持ちのものとかは対象にはならない、と。

(渡邊文化財保護室長)

今回ご審議いただいております条例につきましては、本市の公の施設を定める条例ということになっておりますので、神社が所有している土地はこの対象とはいたしておりません。

(杉崎教育長)

え、そうなの。

(船津委員)

管理及び復旧はしないということですかね。

(杉崎教育長)

条例の第 1 条って、文化財保護法により指定された志段味古墳群っていうのと、その周辺の古墳と地形を全部合わせて志段味古墳群等と言ってるよね。2 条で歴史の里は、次の事業を行うとしていて、志段味古墳群等の保存活用って言ってるもので、やらなかんのじゃない。お寺の土地かどうかは別として。歴史の里って区域は市の所有地だけかもしれんけど、志段味古墳群の保存活用っていうことで言えば寺のやつも保存活用するんじゃ。

(渡邊文化財保護室長)

失礼いたしました。説明が不足しておりました。具体的に申しあげます。各お寺、失礼いたしました、神社が所有している土地にも古墳がございます。そちらの古墳の管理といいますか、その管理などについてですが、文化庁の指導を受けながら、所有者の方と一緒に管理をしていくということは予定しております。その意味でまいりますと、今教育長さんが指摘されたとおりになります。失礼いたしました。

(船津委員)

管理と保存、活用は違うということですよ。

(杉崎教育長)

他どうでしょうか。そこらへん、また議会でこの条例を審議しなきゃいけないので、わかりやすく説明できるようにしておいてください。

他いかがでしょうか。

それでは、他にご意見もないようですので、「名古屋市志段味古墳群歴史の里条例の制定

について」につきましては、原案どおりでご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

次に、議事日程第 6「平成 30 年度当初予算について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(大坪企画経理課長)

それでは「平成 30 年度当初予算について」をご説明させていただきます。

予算のうち、教育に関する事務に係る部分につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 29 条の規定により、教育委員会の意見が求められますので、説明資料を提出するものでございます。

1 ページをご覧ください。

「平成 30 年度当初予算の概要」につきまして、ご説明いたします。

「1 予算総額及び前年度予算比較」でございます。

30 年度の教育委員会所管の歳出予算額は、1,731 億円余であり、対前年度比 6.4%、104 億円余の増となっております。

増額の主な理由といたしましては、「校舎等の保全改修・設備改修」で 43 億円、「教育館の移転改築」で 14 億円、守山区の「志段味古墳群歴史の里の整備」で 8 億円、「公害対策関係校の空調設備整備」で 7 億円の増となったことなどでございます。

また、当初予算額のうち、市長による政策的判断を必要とする臨時・政策経費につきましては、歳出額といたしまして 39 億円余、一般財源で 12 億円余が予算措置されております。

次に、「2 主な未計上事項」でございます。

臨時・政策経費として予算要求を行ったもののうち、施策の優先度や緊急性等の観点から予算未計上とされた主な事項といたしましては、「電子黒板機能付タブレット等 I C T 環境の整備」や「管理諸室の空調設備更新」、「学校生活介助アシスタントの配置拡充」がございました。

いずれの事項につきましても、今後、内部検討等を進めてまいりたいと考えております。

2 ページ、3 ページをお願いいたします。

歳出予算の科目別の主な増減理由につきまして、掲載いたしました。

大きな増額のあった科目といたしましては、まず、「1 教育総務費」の「6 教育センター費」が教育館の移転改築関係費の増等により 13 億円余の増となっております。

また、「2 小学校費」の「2 学校整備費」の 44 億円余の増、及び「3 中学校費」の「2 学校整備費」の 20 億円余の増につきましては、校舎等の保全改修・設備改修の増等によるものでございます。

4 ページをお願いいたします。「主な施策一覧」でございます。

「教育振興基本計画」の柱に沿って、主な事項を掲載いたしました。時間の関係もございしますので、事項を絞って、ご説明させていただきます。

まず、「I 「なごやっ子」の資質と個性を育む“学び”の提供」でございます。

「1 個に応じたきめ細かな指導により、基礎基本を着実に身に付けさせるとともに、幅広い学力を伸ばします」では一番上でございますように、「プレゼンテーション能力の育成」といたしまして、専門講師によるスピーチ授業を小学校、中学校各 2 校で実施するとともに、映像教材を作成し、全校での活用を図ってまいります。

その下の「学校司書の配置」では、児童生徒の学校図書館の利用促進等を図るため、学校司書の配置校を 16 校から 32 校に拡大いたします。

次の「学習指導支援講師の配置」では、長期休業期間中に実施しております特設講座につ

きまして、実施校を 40 校から 80 校に拡大いたします。

その下の「ランス市への市立高校生派遣」は、姉妹都市提携を締結したランス市との友好親善を図るため、中央高校等の生徒 6 人を派遣するものでございます。

次の「幼児教育センターの開設準備」では、言葉につまずきのある幼児の個別指導や保護者へのアドバイス等を行う「ことばの教室」を市立幼稚園 1 園において試行的に開設するなど、平成 31 年度の幼児教育センター開設に向けた準備を進めてまいります。

5 ページをお願いいたします。

「2 望ましい生活習慣を身に付けさせ、生涯にわたって健康に過ごすための心身を育みます」では、一番上にございますように、「学校医等の報酬」につきまして、小学校の耳鼻咽喉科臨時専門医を全校に配置するための予算措置をいたします。

次の、「小学校における民間プールを活用した水泳指導等」は、児童数の増加により教室が不足している学校において、校舎の増築による運動場の狭あい化を防ぐため、プールを取り壊し、民間プールを活用した水泳指導を行うものでございます。

その下、「競技力強化サポート事業」では、競技力そのものの強化に加え、栄養面や精神面からの強化を行い、世界で活躍し、本市の生涯スポーツを担うアスリートを育成するための講習を実施いたします。

次の「部活動顧問派遣事業」につきましては、部活動の充実・活性化及び教員の多忙化解消のため、派遣部数を拡大いたします。

その下、「全国高等学校総合体育大会」につきましては、水泳競技大会及びフィギュアスケート競技選手権大会を開催いたします。

「3 特別な支援を必要とする子どもの自立や社会参加に向けた力を育みます」では、一つ目の「医療的ケアが必要な障害のある児童生徒の学校生活支援」につきまして、看護介助員を、1 人増員するとともに、報酬の増額及び欠員等への対応策を実施してまいります。

次の、「肢体不自由学級設置校へのエレベーター整備」につきましては、中学校 2 校で設計を実施してまいります。

その下、「守山養護学校の増築」につきましては、産業科棟の増築に向けて用地取得等を実施いたします。

6 ページをお願いいたします。

一番上の事項「タブレット端末を活用した特別支援教育の推進」では、すでにタブレット端末を配備している西養護学校に加えて、新たに 3 校にタブレット端末を配備し、様々な障害の状態等に応じた教育を進めてまいります。

「4 郷土に対する理解を深めるとともに、国際社会で通用する知識やコミュニケーション能力を身に付けさせ、グローバル社会で生きる力を育みます」では、

一番上にございますように、「小学校給食等におけるなごやめしの提供」を年 3 回行ってまいります。

次の、「外国語活動アシスタントの配置」につきましては、小学校の学習指導要領改訂に対応し、小学校 3・4 年生において新たに配置をするとともに、5・6 年生において配置時間を拡充いたします。

その下、「グローバル・エデュケーション・センターの開設準備」につきましては、平成 31 年度の開設に向けて、事業者の選定を行ってまいります。

7 ページをお願いいたします。

続きまして、「Ⅱ 教員の資質向上と、教育環境の整備」でございします。

「1 豊かな人間性と確かな指導力を持った教員を育成します」では、「教師力フォローアップ等」を引き続き実施してまいります。

「2 教員が子どもと向き合う時間を確保し、教育活動の充実を図ります」では、一番上にございますように、教員の負担軽減を図るため、「スクール・サポート・スタッフ」を小中学校あわせて 22 校に配置いたします。

「3 安心・安全で快適に学ぶことができる環境整備を進めます」では、一番上にございま

すように、良好な教育環境を将来にわたって確保できるよう、「学校規模適正化推進計画」を策定いたします。

その下、「校舎等のリニューアル改修の設計」及び、8 ページにまいりまして、一番上の「校舎等の保全改修・設備改修」につきましては、本年度策定いたしました「名古屋市学校施設リフレッシュプラン」に基づきまして、教育環境の改善とともに建物の長寿命化を図るため、着実に進めてまいります。

2 つ下、「教育館の移転改築」につきましては、平成 31 年度の供用開始に向けて整備を進めてまいります。

9 ページをお願いいたします。

「Ⅲ 子どもの育ちと針路を応援する体制づくり」でございます。

まず、「1 いじめや不登校の未然防止と、早期発見・解決に取り組みます」でございますが、一つ目の事項、「キャリア支援モデル事業」は、就労や進学に関することだけでなく、児童生徒の生涯を通じた発達を支援する「キャリア支援」を進めるため、小中学校の 9 年間を見通した支援の試行実施などを行うものです。

次の、「なごや子ども応援委員会」につきましては、スクールカウンセラー等を増員いたします。

その下、「インターネット上におけるいじめ等防止対策」では、匿名での報告や相談が可能なアプリを試行導入するとともに、ネットパトロールを充実させてまいります。

次の、「夢と命の絆づくり推進事業」は、現在の「笑顔いっぱい絆づくり推進事業」と「キャリア教育・生命尊重教育推進事業」を統合し、拡充するものでございます。

10 ページをお願いいたします。

「2 多文化共生への教育を推進します」では、一つ目の「母語学習協力員」につきまして、対象となる学校 1 校につき、1 人としていた配置人数を 2 人までに拡大いたします。

「4 放課後や学校休業日におけるさまざまな活動、体験の機会を提供します」では、「土曜日の教育活動推進事業」を拡充してまいります。

11 ページをお願いいたします。

「5 保護者負担を軽減し、多様な進路選択を支援します」では、一つ目の「私立幼稚園授業料補助」につきまして、国の制度変更に合わせて低所得世帯の負担軽減を拡充するとともに、年収に対する授業料の負担割合の高い世帯の負担軽減を図るため、本市独自の上乗せ補助を新たに実施いたします。

12 ページをお願いいたします。

「Ⅳ 学校・家庭・地域の連携」でございます。

「2 地域のつながりを大切にし、地域全体で子どもを見守り、育みます」では、「幼稚園における預かり保育」につきまして、日数等を拡大してまいります。

13 ページをお願いいたします。

「Ⅵ 生涯を通じた学びの支援等」でございます。

一つ目の「瑞穂公園体育館の建設」は、災害時の緊急物資集配拠点としての機能も備えた施設の整備を進めるものでございます。

次の「なごやアクティブ・ライブラリー構想に基づく図書館改革の推進」では、施設の老朽化が著しい千種区、東区、守山区、名東区の「第 1 ブロック」につきまして、施設整備方針の策定業務を行うものでございます。

また、ウェブサイト上の機能を充実させることなどを目指し「オンラインシステムの再構築」を実施してまいります。

その下、「スポーツセンター等のトイレ改修」及び「総合体育館観覧席等の改修」は老朽化した設備の改修を実施するものでございます。

次の、「科学館でのノーベル賞受賞者顕彰施設整備の設計」は、愛知・なごやゆかりのノーベル賞受賞者の業績などを分かりやすく伝える施設の整備に向けて科学館サイエンスホールの改修や展示コンテンツの制作の設計を愛知県と共同で実施するものでございます。

14 ページをお願いいたします。

上から 2 つ目の事項、「志段味古墳群歴史の里の整備」につきましては、展示収蔵施設の整備などを着実に進めてまいります。

下のほうにまいりまして、博物館、科学館、美術館につきましては、資料にございます特別展の開催を予定いたしているところでございます。

15 ページをお願いいたします。

「行財政改革の取り組み」でございます。

「1 内部管理事務等の見直し」では、学校施設などの「管理運営費」について実績を勘案し精査することなどにより、3 億 2 千万円余の見直しを行いました。

「2 事務事業の見直し」といたしましては、一番上の「非常勤スクールカウンセラー」につきまして、なごや子ども応援委員会の常勤スクールカウンセラーの配置状況を踏まえ、配置校数の見直しを行いました。

また、一番下にございますように、地域や企業等に協力していただき、「美術品の寄贈等」をお受けいたします。

「3 公の施設等の見直し」といたしましては、「菊住小学校における民間プールを活用した水泳指導」を行うことにより、プールの整備費等を削減いたしました。

また、生涯学習センター 5 館に指定管理者制度を導入いたしました。

16 ページをお願いいたします。

「4 外郭団体に関する見直し」では、「公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会」への経費支出につきまして、事業費の精査等により、9 百万円余を削減いたしました。

「5 歳入の確保」では、不用土地の売却や、土地の貸付、ネーミングライツの導入などで 1 億 9 千万円余の財源を確保いたしております。

教育委員会全体の行財政改革の取り組み額は、一番下の計にありますように、総額 8 億円余となっているところでございます。

17 ページをお願いいたします。

「使用料改定」でございます。まず、「志段味古墳群歴史の里」につきまして、新たに利用料金の基準額を設定いたします。

また、「名古屋市体育館」につきましては、空調設備等の整備に伴い、利用料金の基準額を改定いたします。

18 ページ、19 ページをお願いいたします。

30 年度と 29 年度の教育委員会事務局の組織について、まとめた資料でございます。新設・廃止した組織については網掛けでお示ししております。

また、職員定数の増減に関する事項につきましては、1 枚はねていただきまして 20 ページ、21 ページをご覧ください。

30 年度の職員定数は、重要施策へ重点的に職員配置を行う一方で、技能労務職の委託化及び嘱託化を進めたことなどから、前年度比で 52 人減少し 12,724 人となります。

主な職員定数の増減の内訳についてご説明いたします。

まず区分の 6、26 年度より設置しております「なごや子ども応援委員会」について体制を強化するため、29 人増員いたします。内訳といたしましては、子どもや親を応援するための取組みについて企画調整等を行うため主査 1 人を増員し、任期付職員のスクールカウンセラーを 26 人、スクールソーシャルワーカーを 2 人、それぞれ増員いたします。

次に区分 13 をご覧ください。生涯学習センター 5 館の指定管理者制度への移行により、各センターの職員を削減いたします。これに関連し、区分 11,12 として生涯学習に係る業務を見直すことで主幹 1 人を削減し、社会教育主事を 3 人増員いたします。

区分 15 をご覧ください。アジア競技大会に係る各種競技団体との調整等の業務の増加に対応するため、主査 1 人、主事 1 人を増員いたします。

また、スポーツ振興課には、区分 16 として、来年度に開催予定の全国高等学校総合体育大会の開催準備を進めていくための主査も設置いたします。

21 ページの区分 24 をご覧ください。

義務教育等に係る教職員について、小学校、中学校、特別支援学校において、児童・生徒数の増減に伴い、全体で 16 人の減少となります。

22 ページ、23 ページをお願いいたします。

「債務負担行為」でございます。

債務負担行為とは、事業が複数年度にわたる場合、契約年度の翌年度以降における支出見込みの限度額をあらかじめ定めておくものでございます。

22 ページの上から 1 つ目の「教育館の移転改築」と 4 つ下の「小学校校舎の賃借」、23 ページ下から 6 番目の「総合体育館レインボーホールの空調設備改修工事」と一番下の「守山スポーツセンターの建設・運営」につきましては、すでに債務負担行為として設定しているものでございまして、期間と限度額を、改めて掲載いたしました。

その他の事項につきましては、平成 30 年度予算において、新たに債務を負担するものでございます。

資料の説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

市長復活要求の際はありがとうございました。ついたりつかなかったりはありましたけど、ついたものもありました。

(野田委員)

1 点いいですか。本当に厳しい中ご努力されましたな、と思います。1 ページ目の主な未計上の事項の 2 つめの、管理諸室の空調整備の更新の件ですけれども、この管理諸室とは職員室とかですか。

(山中学校整備課長)

管理諸室と申し上げますが、職員室とそれから校長応接室、それから保健室この 3 つでございます。

(野田委員)

これらは、更新が認められなかった。この項目にあがったということですね。更新だからついてるところはついてるんですね。

(山中学校整備課長)

学校整備課の仕事は計画整備とそれから営繕工事、実際壊れた場合の対応と 2 つの仕事があるんですが、今ですと壊れてから更新するということはやっております。今年度でいくと職員室が 40 校くらい空調の更新をしたんですが、リフレッシュプランに則って、予防保全ということで計画的に更新をしてみたいということで予算要求したんですが、結果的につかなかったということでございます。

(小栗委員)

まずもって、予算組み、ありがとうございました。9 ページに、ピンポイント的になる質問かもしれませんが、子どもたちの針路を応援する体制のなかの下から 2 つ目の夢と命の絆づくり推進事業ということで。昨年よりも予算が多くなっておりますが、具体的に 130 校と数も書いてあったり、拡充をされていくんでしょうけれども、あわせてその中身の充実とかですね、こういったことをあわせてされていくのかなと、教えていただきたい。

(藤井指導室長)

この拡充事業ですが、夢と命の絆づくり推進事業ですが、もともと今年度、学校における絆づくり推進事業といったようなもの、それからキャリア教育生命尊重教育推進事業というものを統合して、ちょっと学校数を増やしました。実際には対象は小中高校特別支援学校という 4 種の学校ですけれど

も、A コースは 100 万円で 2 校、そして B コースは 50 万円の学校を 12 校、それから C コースが 25 万円のコースを 16 校、D コースは 10 万円のコースを 100 校ということで、今年度行いましたキャリア教育生命尊重教育推進授業が今、言いました中の 25 万円コース 16 校っていうのが単価が 20 万円でした。そこが 5 万円あがっております。

それから学校における絆づくり推進授業で 10 万円で今年度 60 校やってたところが 100 校というかたちで 40 校増やすということでございます。実際の活動例といたしましては、複数の学校の生徒会が連携をして企画したようなフェスティバルをやったりとか、それからいじめ防止に関するような体験型の演劇とか講演とか意見交換をやるとか、命の大切さを伝えるような体験活動をやるとか、それから全校児童生徒が一体となって何か政策をするといった活動例を学校に示しながら学校の独自のオリジナルなもので募集をかけていきたいと思っております。以上です。

(小栗委員)

とても素晴らしいことで拡充もしていただいて、とても充実してかれると思いますけれども、その下にも書いてあるように、アンケートをしたりとか、それこそハイパー Q いろいろな回数を増やされたり、中身は非常に充実させてきてるものですね、依然まだ残念な事件なんかが起こって、どうしてもそれは避けきれないところもあったりすると思うんですけれども、何かそういう点も含めてですね、なにか視点を変えた見方によって、こういったところの効果とかですね、充実とか何かそういうお考えも追加ができないかなと思うんですけれども。あの非常に拡充もされたりとか、アイデアも出されたり努力もされてきてはいますけれども、最終的にはその残念な事件とかも避けきれないところはあったりするけれども、何か今までとは違う視点で進めていくようなことがあればですね、いかがかなというふうに思っておりますけれども。いかがでしょうか。だからと言って何かできるかというわけではないかもしれないですけれども、何かちょっと視点を変えてくということがあればということです。

(藤井指導室長)

視点といった部分では大きく変わるものではありませんが、いろいろな先ほどの予算のメニューを増やしたりとか、全部で 130 校ということで、だいたい 3 年に 1 順当たるくらいの、1 年の数ということですから、できるだけ多くの学校にこのような事業を応募し、それから実施をしていただき、自己肯定感を高めたりとか、ただ心の居場所をつくったりとか、それから仲間との思いやりとかも深めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(小栗委員)

せっかくその道徳なんかもこれから時間がはいつてきたりするので、何かこううまく連携をしながらとか、もちろん考えてはいらっしゃると思いますけれども。あの単純に道徳の授業ができたから、それで本当に改善とか良くなるってわけでもなくて、ここのそれぞれがセパレートされていることが、ひとつの道徳というものが入ってくることによって、全部こうリンクをして、それが結果的にそのいじめをする子たちも、心がきれいになっていくとか、なにかそういったことがすべてにリンクできるといいなと思いましたので、ご意見を述べさせていただきました。

(杉崎教育長)

今回この予算でね、直接的なところではないですけれども、新規で今小栗委員が見ていただいている資料の、キャリア支援モデル事業だとか、こういうこともかなり新しい視点で。

(小栗委員)

非常に学習されてとても素晴らしいことだと思いますので。ちょうど道徳が入って変わるタイミングでもあるので、なにかこう心とうまく、すべてのものがつながるといいなと感じました。

(杉崎教育長)

他いかがでしょうか。

（船津委員）

拝見してすごい詳細な計画があって拡充されていくことがわかりました。いくつか質問とお願いごとがございまして、1 点目は先ほどの未計上の事項で、私が気になるのは、学校生活介助アシスタントの配置拡充が今回、未計上ということで。先ほど、検討を内部でということでお話しもありましたので、そのところをよろしく願いしたいなと思うのと、あわせていくと5ページの特別な支援を必要とする子どもの自立や社会参加っていうのは、さきほどスポーツ振興のところでも障害者のお話がありましたけれども、社会に出ていくときにやっぱりこう出ていっていいんだという、肯定感みたいなものが小さいときにあるのとなので大分違うなというのを、最近大学でも障害がある学生の針路の相談で何をするのって聞くと、小中学校でどういう扱いをされてきたかによって、ずいぶん違うんですね。ですのでそういう点で言うとこの3番のところが非常に大切だなというふうに思いますので、ぜひとも有効に予算を使っていただきたいなと思うのと、あわせてそういう確認だけしたいのは6ページの継続の発達障害対応支援員の配置のところが昨年よりは、予算が低くなっているのは、これは配置支援員が減っているとかそういうことなのかどうなのかを、確認をぜひさせていただきたいなと。

（杉崎教育長）

最後のところからいきますか。6 ページの上から2 つ目の項目ですね。発達障害対応支援員の予算が昨年度よりも減ってるんじゃないかということ。

（藤井指導室長）

これは配置する学校とか人員の方が減らすというわけではなくて、旅費の関係で今年度の実績に基づいて必要な額を減らしたというようなところでございます。

（杉崎教育長）

昨年並みということ。

（藤井指導室長）

はい。

（船津委員）

増えるといいなとは思いますが、昨年並みで。はい、ありがとうございます。そうしますとあともうひとつ、9 ページの。

（杉崎教育長）

1 ページ目はよかったですか。

（船津委員）

いいです、それはお願いごとです。それで9 ページと15 ページにもかかってくるんですけども、名古屋子ども応援委員会のスクールカウンセラーさんはこれを見ると増えているようには見えるけれども非常勤の方がいなくなって常勤化したということですよね。そのところで子どもたちが相談に行ける回数も増えるとか、学校にいられる時間が長くなることですし。一応確認として非常勤の方だとどうだったものが、常勤化すると学校のなかでどうなるのか、そのイメージが持ちたいんですけども、教えてください。

（杉崎教育長）

それは子ども応援委員会。

(木村子ども応援室長)

中学校にスクールカウンセラー1人だけを配置している、スクールカウンセラー配置校というものがございしますが、そちらに子ども応援委員会の常勤スクールカウンセラーを配置するのと同時にですね、非常勤のスクールカウンセラーがいなくなるということでして。非常勤さんは隔週で1日とか、隔週で半日とかそういうふうに入っておられますが、それが週5日フルタイムのカウンセラーに置き換えることで。中にはですね、非常勤の方が応援委員会の試験を受けていただいて、そのまま常勤になる場合もありますが、他の場合でも、スクールカウンセラーにかわることで支障がないように、と思っております。11の設置校以外では小学校が引き続きスクールカウンセラーがおります。

(船津委員)

はい、ありがとうございます。だいたいそうすると、学校にいてくださる時間が増えてというのは先ほどの何かがね、もやもやしたものがあつたときに、相談する場があるというのはいいかなと思います。ありがとうございます。確認でした。以上です。

(杉崎教育長)

他いかがでしょうか。

それでは他にご意見もないようですので、「平成30年度当初予算について」につきましては、原案どおりでご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、議事日程第7「契約の締結について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(長谷川教育センター総務課長)

契約の締結についてご説明いたします。この議案は教育館改築工事の請負契約にかかるものでございます。

中区錦3丁目の教育館は、昭和37年の建築以来55年を経過し、老朽化が著しく耐震性能が十分でないことから、東区泉1丁目に転館するものでございます。本工事請負契約の締結については、2月市会に上程されるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長より教育委員会に意見が求められているものでございます。契約事務は財政局において執り行われまして、一般競争入札でご覧のとおり事業者が選定、仮契約をされております。契約金額は1,288,717,471円、施設完成は31年6月28日の予定でございます。お手元の資料の2ページ以降は長からの意見徴収議題文と参考資料といたしまして、計画の概要及び図面を添付いたしました。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。これは何回か話を伺っていますが。箱はいいんですけど中身はどうしようかというのはありますが。

後ろに参考資料がついていますが、何か特に部屋割りとかなんかで。

よろしゅうございますか。

はい、特にご意見もないようですので、「契約の締結について」につきましては、原案どおりでご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

日程第 4 からは非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午後 3 時 24 分終了